

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	集落名(センサス)	作成年月日	直近の更新年月日
赤平市	共和地区	共和第1、第2、第3、第4、第5、第6、共和開拓	令和3年3月26日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	294.49 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	292.26 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.05 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.05 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.8 ha
(備考)	

注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の「経営面積」の合計を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

共和地区の農業について、高齢化が進んでいるが後継者の目処がついている農業者も一定数おり、概ね集積に対する見通しは立っている。その一方、後継者の目処がついていない農業者は将来的に農地の出し手となるため、中心経営体への集積と合わせ、農地中間管理機構への貸付を推進し遊休農用地を防ぐことが重要である。今後の地域発展と収入安定のため加工等の6次産業化及び生産コストの低減を地域で検討していく。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

共和地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者37経営体及び集落営農が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

経営転換・リタイアする農業者は農地中間管理機構へ積極的に貸付ける。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。